

バイオマスマーク事業実施要領

一般社団法人日本有機資源協会

2026（令和8）年6月1日改定

2022（令和4）年3月19日改定

2019（令和元）年9月1日改定

2012（平成24）年4月1日改定

2006（平成18）年8月1日施行

2006（平成18）年6月28日制定

第1 事業の目的

バイオマスマーク事業（以下、「事業」という）は、バイオマスに由来する原材料を使用する商品全体あるいは商品の一部分を対象として、一般社団法人日本有機資源協会（以下、「協会」という）の登録商標である「バイオマスマーク」の使用を許諾することにより、当該商品へのバイオマスの利用を消費者や事業者へ情報提供し、これらの商品を普及させることによりバイオマスの利用を促進して、自然の恵みで持続的に発展可能な社会構築に貢献することを目的とする。

第2 バイオマスマークの仕様及び範囲

1 バイオマスマークを右図に示す。これに、第5に示すバイオマス度を5%刻みで切り捨てた10から100までの数字（以下、「表示バイオマス度」という）を含めてバイオマスマークの範囲とする。



図 バイオマスマーク

2 バイオマスマークは、地球から伸びるクローバーを表す。クローバーはバイオマスそのものを、また、クローバーの左側はBの裏文字、右側はPをかたどっており、バイオマス製品（Biomass Products）を表している。矢印は二酸化炭素の増減に影響を与えない性質であるカーボンニュートラルを表す。

第3 事業の実施

1 事業は、協会がバイオマスマーク（標章及び文言）の使用を申請（以下、「バイオマスマーク認定申請」という）する者（以下、「申請事業者」という）に対

し、このバイオマスマーク事業実施要領（以下、「要領」という）に基づきその使用を許諾することにより実施する。

- 2 事業の適正な運営を図るため、協会内にバイオマスマーク事業事務局（以下、「事務局」という）を、諮問機関としてバイオマスマーク運営委員会（以下、「運営委員会」という）及びバイオマスマーク認定審査委員会（以下、「審査委員会」という）を設置する。
- 3 運営委員会は、消費者関係団体、バイオマスに関する学識経験者及び関係行政機関の有識者等によって構成し、事業の運営に係る基本的事項について審議する。
- 4 審査委員会はバイオマスに関する学識経験者や有識者等からなる審査委員をもって構成し、第4の要件を満たすバイオマスマークの認定を受けようとする商品（以下、「申請商品」という）についてバイオマスマークの使用の許諾（以下、「バイオマスマークの認定」という）に係る審査を行う。
- 5 審査の結果、合格を受けた申請商品に対して、協会がバイオマスマークの認定をする。認定された申請商品を「認定商品」という。
- 6 審査委員及び事務局（以下、「審査委員等」という）は、審査に関連して知り得た申請商品及び申請事業者の経営上、技術上または営業上の秘密を審査の目的以外に使用しない。また、第三者（バイオマスマーク事業事務局に關与する役員及び職員等、審査委員会委員及び法令上守秘義務を負う弁護士等の専門職を除く）に開示しない。但し、次のいずれかに該当するものについては、この限りではない。
 - ① 申請事業者から知得する以前に所有していたもの
 - ② 申請事業者から知得する以前に公知であったもの
 - ③ 申請事業者から知得した後に審査委員等の責に帰すことのできない事由により公知となったもの
 - ④ 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わずに取得したもの
 - ⑤ 法令上開示義務を負う場合であって、官公庁、裁判所またはその他の公的機関から適法な開示命令を受けた場合
- 7 事務局は、認定商品について、科学的手法によりバイオマス度の測定を適宜行う。分析結果と認定商品のバイオマス度に有意な相違を認めた場合は、バイオマスマークの認定を受けた事業者（以下、「認定事業者」という）はその原因の究明に当たるとともに、必要に応じて協会は認定事業者にバイオマスマーク

の変更申請や事実の公表、バイオマスマークの使用禁止等を求める場合がある。

8 バイオマスマークの認定等に要する費用は、別に定める「バイオマスマーク事業実施細則」（以下、「細則」という）による。

第4 バイオマスマークの認定の申請商品の要件

- 1 バイオマスマークの認定を受けようとする商品を「申請商品」という。有償譲渡、無償譲渡に関わらず、自ら使用または無償で配布する特別仕様品も申請商品とすることができる。
- 2 事業において「バイオマス」とは、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの（但し、生物が直接生産する貝殻等の無機性資源は含む）をいう。
- 3 生きもの、食品、医薬品、医薬部外品、化粧品、農薬、動植物の粗製品（例：原毛皮、骨、種子、花卉、木材）などは申請商品に含めない。
- 4 申請商品の製造場所は国内外を問わない。バイオマスマークが日本国内のみ有効な認定であるため、申請商品または申請商品を組み込んだものは日本国内で流通・使用されるもの（以下、「販売品」という）のみとする。流通前の申請商品は、バイオマスマークの認定申請した日から起算して12か月以内に販売または使用を開始するものとする。

第5 バイオマスマークの認定要件

- 1 申請商品に含まれるバイオマス割合（本事業では「バイオマス度」という）が、申請商品乾燥重量当たり10%以上であること。但し、以下のいずれかを満たすものは10%未満でも認定される場合がある。
 - (1) 配合割合が日本国の法律等で定められているもの 例：ガソリンと混和するバイオエタノール
 - (2) 技術的に優れているが、バイオマスの高率含有が困難と判断されるもの
 - (3) 使用するバイオマスが10%未満でも特別な効果をもたらす場合
 - (4) 2012（平成24）年3月以前に認定されたもの及びそれを用いたもの（バイオマス度の入ったものに変更を勧奨）
- 2 申請商品が、第4の要件を満たし、かつ、公序良俗に反するおそれのないものであること。
- 3 申請事業者が、申請商品または申請商品を組み込んだ販売品の品質表示の内容や安全性、機能性が関連する法規、基準、規格等への適合を確認した商品で

あること。

第6 バイオマスマークの認定

- 1 事務局は申請商品について審査委員会に諮る。協会は審査の結果、合格した申請商品をバイオマスマーク認定商品として認める。
- 2 第5の要件を満たした申請商品であっても、審査委員会による認定審査の結果、合格とならない場合、協会は認定しないことがある。

第7 バイオマスマークの認定の取り消し

申請の内容に虚偽が判明した場合、協会は認定を取り消す。

第8 バイオマスマークの使用

- 1 バイオマスマーク使用契約を協会と締結した認定事業者（以下、「使用契約者」という）は、バイオマスマーク認定商品にバイオマスマークを付すことができる。

バイオマスマークは、細則の別添2「バイオマスマーク使用の手引」に基づき適正に使用しなければならない。

- 2 「バイオマスマーク」の商標権、標章及び文言の商品等表示に係る権利は協会が保有する。バイオマスマークが不適切に使用された場合、協会は使用契約者に対しバイオマスマーク使用契約の解除やその他の必要な措置をとる。
- 3 バイオマスマークの使用契約を締結していない者が不正にバイオマスマークを使用した場合は必要な措置をとる。

第9 使用契約書と要領の適用関係

要領と第8の1に定めるバイオマスマーク使用契約書が矛盾する場合または要領に規定のない事項に関しては、当該バイオマスマーク使用契約書が優先して適用される。

附則 2026年5月21日から5月31日までの期間における申請は、
2026年6月1日改定内容で申請を受け付け、諸費用を適用する。